

きょたくかいご じゅうようじこうせつめいしょ  
「居宅介護サービス」重要事項説明書

とうじぎょうしょ しょうがいしゃそうごうしえんほう してい う  
当事業所は障害者総合支援法の指定を受けています。

あさひかわししてい だい ごう  
(旭川市指定 第0112901277号)

とうじぎょうしょ けいやくしゃさま たい きょたくかいご ていきょう じぎょうしょ がいよう  
当事業所はご契約者様に対して居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や

ていきょう ないよう けいやくじょう ちゅういいただ つぎ とお いた  
提供されるサービスの内容・契約上のご注意頂きたいことを次の通り致します。

◇◆ もく じ 次 ◆◇

じぎょうしゃ 事業者	2
じぎょうしょ がいよう 事業所の概要	2
じぎょうじっしちいき 事業実施地域	2
しょくいん たいせい 職員の体制	2
ていきょう りょうりょうきん 提供するサービスと利用料金	3
りょう かん りゅういじこう サービスの利用に関する留意事項	4
くじょう うけつけ 苦情の受付について	4

ゆうげんがいしゃ ユートピア・アットホーム旭川

ホームヘルプサービスステーション 華泉

# 1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 ユートピア・アットホーム旭川
- (2) 法人所在地 北海道旭川市大町1条9丁目181-95
- (3) 電話番号 0166-53-2802
- (4) 代表者氏名 渡辺 光宏
- (5) 設立年月日 平成11年8月5日

# 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護サービス第0112901277号
- (2) 事業の目的 居宅介護サービスは障害者総合支援法の趣旨に従い、心身の状態を踏まえて、ご契約者(利用者)が居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる介護計画に基づいた身体介護・家事援助等で生活全般にわたる援助を行うことを目的としてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 ホームヘルプサービスステーション 華泉
- (4) 事業所の所在地 北海道旭川市大町1条9丁目181-95
- (5) 電話番号 0166-54-3522
- (6) 事業所管理者 棟方 一郎
- (7) 当事業所の運営方針 居宅介護員等は、心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の介助・その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

# 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休 但し、12月30日から1月3日までは除く。
受付時間	24時間対応
サービス提供時間	8時30分から17時30分但し、24時間常時連絡が可能な体制

# 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者(利用者)に対して居宅介護サービスを提供する以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 管理者兼サービス提供責任者	1名以上	0名
2. サービス提供責任者	3名以上	3名以上
3. 居宅介護員	55名以上	15名以上
(1) 介護福祉士	20名以上	2名以上
(2) 介護職員初任者研修(旧ヘルパ-1,2級)修了者	35名以上	13名以上

※1、2は管理者が兼務。

※常勤換算職員それぞれ週当たりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例一週40時間)で除した数です。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者(利用者)のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1)利用料金が障害者総合支援法から給付される場合

(2)利用料金の全額をご契約者に負担して頂く場合

### (1) 給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が総合支援給付から給付されます。

<サービスの概要>

○身体介護

入浴・排泄・食事等の介助を行います

○家事援助

調理・洗濯・掃除・買い物等、日常生活上の世話をを行います

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容・実施日及び実施回数は居宅介護計画に定められます

#### ①身体介護

○入浴介助・・・入浴の介助、また入浴が困難な方については体を拭く(清拭)等します

○排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換を行います

○食事介助・・・食事の介助を行います

○体位変換・・・体位の変換を行います

上記以外に、「洗髪・更衣・外出・服薬」等の介助もを行います。

#### ②家事援助

○調理・・・ご契約者(利用者)の食事の用意をします(ご家族分の調理は行いません)

○洗濯・・・ご契約者(利用者)の衣類等の洗濯をします(ご家族分の洗濯は行いません)

○掃除・・・ご契約者(利用者)の居室の掃除をします(ご契約者の居室以外の居室・庭等の敷地の掃除は行いません。又、除雪も行いません。)

上記以外に、「衣類の整理・シーツ交換・買い物」等も行います。ただし上記同様「ご家族分について

は行いません」

<サービス利用料金>

☆市町村が定める負担上限額の範囲内の利用者負担額

サービス名	サービスに要する時間	自己負担額(1割)
身体介護	30分未満	256円/回
	30分以上1時間未満	404円/回
	1時間以上1時間30分未満	587円/回
	1時間30分以上2時間未満	669円/回
	2時間以上2時間30分未満	754円/回
	2時間30分以上3時間未満	837円/回
	3時間以上30分増すごとに	83円/回
家事援助	30分未満	106円/回
	30分以上45分未満	153円/回
	45分以上1時間未満	197円/回
	1時間以上1時間15分未満	239円/回
	1時間15分以上1時間30分未満	275円/回
	1時間30分以上15分増すごとに	35円/回
通院等介助 (身体介護 伴う)	30分未満	256円/回
	30分以上1時間未満	404円/回
	1時間以上1時間30分未満	587円/回
	1時間30分以上2時間未満	669円/回
	2時間以上2時間30分未満	754円/回
	2時間30分以上3時間未満	837円/回
	3時間以上30分増すごとに	83円/回
通院等介助 (身体介護 伴わない)	30分未満	106円/回
	30分以上1時間未満	197円/回
	1時間以上1時間30分未満	275円/回
	1時間半以上30分増すごとに	69円/回
通院等乗降介助	片道	102円/回
加算	居宅初回加算	200円/月
	居宅緊急時対応加算	100円/回
	福祉・介護職員処遇改善加算(V)11	所定単位数×22.8%

上記サービス利用に対しては、障害者総合支援法に基づく介護給付費等が支給されます。障害者総合支援法に基づく介護給付費等は、本事業所が代理受領致しますので、利用者から受給証の記載内容に基づき、ご利用者負担額をお支払いいただきます

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定めた標準的な所要時間です。

☆二人の居宅介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。

<二人の居宅介護員でサービスを行う場合の例>

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為等が見られる方へサービスを行う場合

☆総合支援給付からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

(2)総合支援給付の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

(3)交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。尚、自動車を使用した場合の交通費も実費とします。

- ①通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10km未満 200円
- ②通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10km以上 300円

(4)利用料金のお支払方法

前の(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。毎月末までに、下記の口座にお振込みください。なお、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

◎金融機関	北空知信用金庫	旭川支店	普通預金	口座番号：0090204
◎名義	有限会社	ユートピア・アットホーム旭川		

(5)利用の中止・変更・追加

○利用予定日の前に、ご契約者(利用者)の都合により居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等、正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金(自己負担10割相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、居宅介護員の稼働状況によりご契約者(利用者)の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者(利用者)に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

(1)サービス提供を行う居宅介護員

サービス提供時に、担当の居宅介護員を決定します。但し、実際の提供にあたっては、複数の居宅介護員が交代してサービスを提供します。

## (2) 居宅介護員の交替

① ご契約者(利用者)からの交替の申し出で選任された居宅介護員の交替を希望する場合には、当該居宅介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して居宅介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者(利用者)から、特定の居宅介護員の指名はできません。

### ② 事業者からの居宅介護員の交替

事業者の都合により、居宅介護員を交替することがあります。居宅介護員を交替する場合は、ご契約者(利用者)及びその他のご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。

## (3) サービス実施時の留意事項

### ① 定められた業務以外の禁止

ご契約者(利用者)は「5.当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

### ② 居宅介護サービスの実施に関する指示・命令

居宅介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は居宅介護サービスの実施にあたってご契約者(利用者)の事情・意向等に十分配慮するものとします。

### ③ 備品等の使用

居宅介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。居宅介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

## (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者(利用者)の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## (5) 居宅介護員の禁止行為

居宅介護員は、ご契約者(利用者)に対する居宅介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者(利用者)もしくはそのご家族等からの高価な物品等の授受
- ③ ご契約者(利用者)のご家族等に対する居宅介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者(利用者)もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者(利用者)もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
- ⑥ その他ご契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

(6) 「通院等乗降介助」を行って移送中に交通事故が発生した場合、移送の行為自体は介護行為ではありませんが、厚生省令第37号第37条(事故発生時の対応)に準じた取り扱いを致します。尚、当事業所では全車両に対して各種自動車損害賠償責任保険、保険会社による任意保険を契約しておりますので、その範囲内で補償致します。

(7)事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護のサービス提供により事故が発生した場合は、北海道及び各市町村、当該利用者に係る相談支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 苦情の受付について

(1)苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

「職名」管理者 棟方 一郎 「受付時間」24時間対応 0166-54-3522

令和 年 月 日

居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ホームヘルプサービスステーション 華泉

説明者 職名 管理者

氏名 棟方 一郎 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

署名代行者 住所

氏名

署名代行理由 \_\_\_\_\_